

令和2年 第4回

士幌町議会定例会議案

令和2年12月4日

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 議案第1号 | 十勝圏複合事務組合規約の変更について |
| 議案第2号 | 辺地総合整備計画の変更について |
| 議案第3号 | 辺地総合整備計画の変更について |
| 議案第4号 | 士幌町議会議員及び士幌町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案 |
| 議案第5号 | 士幌町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第6号 | 士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第7号 | 士幌町青少年問題協議会条例を廃止する条例案 |
| 議案第8号 | 令和2年度士幌町一般会計補正予算（第7号） |
| 議案第9号 | 令和2年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 議案第10号 | 令和2年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第11号 | 令和2年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第12号 | 令和2年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第13号 | 令和2年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第14号 | 令和2年度士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第15号 | 令和2年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号） |

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年12月4日

士幌町議会議長 秋間 紘一 様

士幌町長 小林 康雄

議案第 1 号

十勝圏複合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、十勝圏複合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和2年12月4日提出

士幌町長 小林 康雄

十勝圏複合事務組合規約の一部を改正する規約

十勝圏複合事務組合規約の一部を次のように改正する。

第3条の表（6）ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務の項中「音更町」の次に「、鹿追町、新得町」を加える。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

十勝圏複合事務組合規約の変更の協議について、地方自治法第290条の規定により、議決を経ようとするものである。

議案第 2 号

辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により、上音更辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

説 明

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

総合整備計画書（案）

北海道河東郡士幌町 上音更辺地
(辺地の人口 600人 面積80.3 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 河東郡士幌町字士幌の一部・字上音更・字中音更・字ウリマク
- (2) 地域の中心の位置 河東郡士幌町字上音更西12線17番地2
- (3) 辺地度数 179点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- (1) 道路 ～ 大規模農業経営が行われている区域の道路であるため、農畜産物の搬入出路の改善策として改良舗装、防雪対策の整備が必要である。
- (2) 農業経営近代化施設 ～ 大規模農業経営が行われている区域で土地利用の変化及び降雨形態の変化に伴い、降雨時には流出量の増加により通水能力が不足し、農地に湛水被害が発生している。排水路の整備を行い、農地の湛水被害を解消し、生産性の向上及び農作業の効率化を図る為に必要である。
- (3) 教育文化施設 ～ 辺地地区の児童・生徒の小中学校への通学のため、スクールバスを運行しているところである。当該辺地のスクールバス運行3路線のうち、新田線については、当初の整備から18年間の経過し、更新の時期を迎えているために整備が必要である。また、西上線についても、当初の整備から22年以上の経過し、更新の時期を迎えているために整備が必要である。
- (4) 観光・レクリエーション ～ 当該辺地地域の観光施設である「士幌高原ヌプカの里」の施設設備改修である。地域の交流人口を増やす重要な拠点となっており、これまで修繕を行ってきたところではあるが、老朽化により改修が必要である。
- (5) 電気通信に関する施設 ～ 情報通信の光ファイバーによるブロードバンド化が進む中、辺地においては採算性の面から民間事業者による自主的な整備が望めない状況となっており、地域住民は非常に不便を強いられている。ついては、民設民営方式による情報通信基盤の整備を支援することにより、地域間の情報格差を解消し、地域住民の生活の向上を図る。

3. 公共的施設の整備計画 平成29年度から令和3年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路 (川西東1線 ほか1事業)	士幌町	221,000	136,600	84,400	84,400
農業 経営近代化施設 (国営士幌西部地区かんがい 排水事業)	国	233,500	0	233,500	93,400
農業 経営近代化施設 (士幌川西地区担い手畑地 帯総合整備事業 ほか1事業)	北海道	220,000	0	220,000	88,000
教育文化施設 (スクールバス整備事業)	士幌町	17,500	4,800	12,700	10,000
観光・レクリエーション (士幌高原スプカの里施 設設備改修事業)	士幌町	13,000	0	13,000	13,000
電気通信に関する施設 (光ファイバー整備事業)	東日本 電信電 話株式 会社	(767,870) 0	(501,000) 0	(266,870) 0	(113,700) 0
合 計		(1,472,870) 705,000	(642,400) 141,400	(830,470) 563,600	(402,500) 288,800

議案第 3 号

辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により、下居辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

説 明

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

総合整備計画書（案）

北海道河東郡士幌町 下居辺辺地

（辺地の人口 178人 面積51.0km²）

1. 辺地の概況

- （1）辺地を構成する町又は字の名称 河東郡士幌町字士幌の一部・字下居辺
- （2）地域の中心の位置 河東郡士幌町字下居辺西2線134番地10
- （3）辺地度点数 200点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- （1）産業の振興 道路 ～ この地区は、東に丘陵と居辺川の河岸段丘地帯の地形となっており、天然林と人工林が混在している。林道の未整備区域では、伐採期を迎えた森林などがあり、効率的な間伐、育林に支障をきたしており、又自然災害などにも対応する為に必要である。
また、この地区は、大規模農業経営が行われている区域となっている。作業機械の大型化により、現況道路の幅員では営農に支障をきたしている状況である。農作業道の整備を進めることにより、農業生産の基盤整備を図るものである。
- （2）道路 ～ 大規模農業経営が行われている区域の道路であるため、農畜産物の搬入出路の改善策として改良舗装及び急勾配の修正、橋梁洗掘対策を行い交通の安全を確保するとともに、地域における重要な道路であるため防災・震災に強い道づくりを行う。
- （3）教育文化施設 ～ 辺地地区の児童・生徒の小中学校への通学のため、スクールバスを運行している。当該辺地のスクールバス運行路線である居辺線について、当初の整備から19年が経過し、更新の時期を迎えているため整備が必要である。
- （4）電気通信に関する施設 ～ 情報通信の光ファイバーによるブロードバンド化が進む中、辺地においては採算性の面から民間事業者による自主的な整備が望めない状況となっており、地域住民は非常に不便を強いられている。ついては、民設民営方式による情報通信基盤の整備を支援することにより、地域間の情報格差を解消し、地域住民の生活の向上を図る。

3. 公共的施設の整備計画 平成30年度から令和4年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
産業の振興 道路 (道営森林管理道ワッカ美加登線開設事業)	北海道	300,000	225,000	75,000	75,000
産業の振興 道路 (下居辺地区農地耕作条件改善事業)	士幌町	165,000	82,500	82,500	82,500
道路 (朝陽5号線 ほか1事業)	士幌町	75,000	0	75,000	75,000
教育文化施設 スクールバス整備事業	士幌町	21,780	3,410	18,370	17,200
電気通信に関する施設 (光ファイバー整備事業)	東日本 電信電 話株式 会社	(767,870) 0	(501,000) 0	(266,870) 0	(32,400) 0
合 計		(1,329,650) 561,780	(811,910) 310,910	(517,740) 250,870	(282,100) 249,700

議案第4号

士幌町議会議員及び士幌町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例案

士幌町議会議員及び士幌町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定により、士幌町議会議員及び士幌町長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第7号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公営)

第2条 士幌町議会議員及び士幌町長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった場合には、同条第5項の規定による告示の日。第4条第2号イにおいて同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により町に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、士幌町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第4条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する

場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

（契約の指定）

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているとき

は、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の公営)

第6条 候補者は、第8条に規定する1枚当たりの作成単価の限度額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公営)

第9条 候補者は、第11条に規定する1枚当たりの作成単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第 11 条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が 525 円 6 銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 310,500 円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に 2 を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 9 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 45 号）の施行の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

説明

公職選挙法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、士幌町議会議員及び士幌町長の選挙における選挙運動の公営制度に関する条例を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

議案第 5 号

士幌町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

士幌町税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和43年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

説明

地方税法の改正により、税外諸収入金の延滞金に関し規定するため、条例を改正するものである。

議案第 6 号

士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

士幌町国民健康保険税条例（昭和43年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の士幌町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明

地方税法の改正により、国民健康保険税の軽減に関し規定するため、条例を改正するものである。

議案第 7 号

士幌町青少年問題協議会条例を廃止する条例案

士幌町青少年問題協議会条例を廃止する条例

士幌町青少年問題協議会条例（昭和39年条例第 8 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
（報酬に関する条例の一部改正）
- 2 報酬に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表青少年問題協議会の部を削る。

説 明

士幌町青少年問題協議会は、関係機関において専門的に対応が進みその役割を終えたため条例を廃止するものである。

